

ヘルパーステーションやわらぎ 指定訪問介護・指定介護予防訪問サービス 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人慶成会（以下「事業者」という。）が開設するヘルパーステーションやわらぎ（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定介護予防訪問サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態等にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう適正な指定訪問介護及び指定介護予防訪問サービス（以下「指定訪問介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問介護等の提供に当たっては、事業所の従業者は、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うことにより、要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を図るよう努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては居宅介護支援事業者等、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ヘルパーステーションやわらぎ
- (2) 所在地 静岡県浜松市中央区大山町 2847 番地の 1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 利用者の数が40人又はその端数を増やすごとに1名以上
サービス提供責任者は、指定訪問介護等の利用申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画及び介護予防訪問サービス計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員数 2.5名以上（常勤換算、兼務含む）
訪問介護員は、指定訪問介護等の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日より金曜日までとする。ただし12月31日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供日 365日とする。
- (4) サービス提供時間 午前6時から午後10時までとする。
- (5) 電話等により24時間常時連絡の可能な体制とする。

(指定訪問介護等の内容)

第6条 指定訪問介護等の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

(利用料等)

第7条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準で定める額とし、利用者負担額は指定訪問介護に係る費用基準額から指定訪問介護事業者を支払われる指定訪問介護費の額を控除して得た額とする。

2 指定介護予防訪問サービスを提供した場合の利用料の額は、浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱（以下「費用基準額要綱」という。）で定める額とし、利用者負担額は指定介護予防訪問サービスに係る費用基準額から指定介護予防訪問サービス事業者を支払われる指定介護予防訪問サービス費の額を控除して得た額とする。

3 前項に定めるもののほか、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定訪問介護等に要した交通費は、別に定める重要事項説明書の額とする。

4 前項の費用の額に係るサービス提供に当たっては、予め、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名を受け取るものとする。

5 前4項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、浜松市中央区(葵西、葵東、伊左地町、大久保町、大人見町、大山町、神ヶ谷町、神原町、舘山寺町、協和町、呉松町、湖東町、古人見町、桜台、佐浜町、白洲町、高丘北、高丘西、高丘東、富塚町、西丘町、西山町、根洗町、初生町、花川町、深萩町、三方原町、雄踏町(一部)、和光町、和合北、和合町、和地町)、浜松市浜名区(細江町)とする。

(サービスの提供記録の記載)

第9条 指定訪問介護等を提供した際には、指定訪問介護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(苦情処理等)

第10条 事業者は、提供した指定訪問介護等に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情等を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業者は、前項の苦情等を受け付けた場合には、当該苦情等の内容について記録するものとする。

(衛生管理等)

第11条 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

2 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師に連絡する等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業者は、利用者に対する指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 虐待の防止のための従業員に対する研修を定期的に行うものとする。
- (4) 前 3 項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 事業者は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第 15 条 事業者は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 4 回

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 事業者は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含めるものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人慶成会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 事業所は、事業所において感染症の発生やまん延が生じないように、感染防止策の構築、感染対策委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等、必要な措置を講じる。
- 6 事業所は、災害発生時には次の方針に基づき業務を継続する。
 - (1) 自分の命も含めて人命の保護を最優先する。
利用者、職員の生命や生活を保護、維持するための業務を再優先業務とする。
 - (2) 安全確保を図り、業務資源の復旧状況に応じて、順次、早期に再開を目指す。
 - (3) 平常時から利用者ごとの災害時の課題に向けた対策を行っておき、災害発生時には優先順位の高い人から安否確認を行うなど必要な支援を行っていく。
 - (4) 余力のある場合には近隣住民や事業所への協力に当たる。

附 則

この規程は、平成 13 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

ヘルパーステーションやわらぎ 運営規程

指定生活支援訪問サービス（緩和した基準による訪問型サービス）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 慶成会（以下「事業者」という。）が開設するヘルパーステーションやわらぎ（以下「事業所」という。）が行う指定生活支援訪問サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援状態等にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適正な指定生活支援訪問サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定生活支援訪問サービスの提供に当たっては、事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、調理、洗濯、掃除等の家事の援助（以下「生活援助サービス」という。）を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上に努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、市、他の第1号事業サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ヘルパーステーションやわらぎ
- (2) 所在地 浜松市中央区大山町2847番地の1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 訪問サービス責任者 1名以上
訪問サービス責任者は、指定生活支援訪問サービスの利用申込みに係る調整、訪問サービス従業者に対する指導及び訪問サービス計画の作成等を行う。
- (3) 訪問サービス従業者 1名以上

訪問サービス従業者は生活支援訪問サービスの提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。

ただし、年末年始（12月31日から1月3日まで）を除く。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

サービス提供は、午前8時30分から午後5時30分までとし、電話等により24時間常時連絡の可能な体制とする。

(指定生活支援訪問サービスの内容)

第6条 指定生活支援訪問サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 掃除

(2) 洗濯

(3) 調理

(4) 買い物

(5) その他日常生活の援助

(利用料等)

第7条 指定生活支援訪問サービスを提供した場合の利用料の額は、浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱（以下「費用基準額要綱」という。）で定める額とし、利用者負担額は指定生活支援訪問サービスに係る費用基準額から当該指定生活支援訪問サービス事業者に支払われる生活支援訪問サービス費の額を控除して得た額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

(1) 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定生活支援訪問サービスを行う費用は、別に定める重要事項説明書の額とする。

3 前項の費用の額に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、浜松市中央区（葵西・伊左地町・大久保町・大人見町・

大山町・神ヶ谷町・神原町・舘山寺町・協和町・呉松町・湖東町・古人見町・桜台・佐浜町・高丘北・高丘西・高丘東・西丘町・西山町・根洗町・花川町・深萩町・三方原町・和光町・和地町)、浜松市浜名区(細江町(一部))とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問サービス従業者は、指定生活支援訪問サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師に連絡する等の必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理等)

第10条 事業者は、訪問サービス従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

2 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 事業者は、利用者に対する指定生活支援訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(苦情処理等)

第12条 事業者は、提供した指定生活支援訪問サービスに係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情等を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業者は、前項の苦情等を受け付けた場合には、当該苦情等の内容について記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
- (4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 事業者は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第14条 事業者は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1)採用時研修 採用後1カ月以内

(2)継続研修 年4回以上

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 事業者は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含めるものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

5 事業所は、事業所において感染症の発生やまん延が生じないように、感染防止策の構築、感染対策委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等、必要な措置を講じる。

6 事業所は、災害発生時には次の方針に基づき業務を継続する。

(1) 自分の命も含めて人命の保護を最優先する。

利用者、職員の生命や生活を保護、維持するための業務を再優先業務とする。

(2) 安全確保を図り、業務資源の復旧状況に応じて、順次、早期に再開を目指す。

(3) 平常時から利用者ごとの災害時の課題に向けた対策を行っておき、災害発生時には優先順位の高い人から安否確認を行うなど必要な支援を行っていく。

(4) 余力のある場合には近隣住民や事業所への協力に当たる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。